

平成 25 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィレッジヴァンガード
コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 白川 篤典
(JASDAQ・コード 2769)
問合せ先 取締役管理本部長 吉岡 敏夫
電話 052-769-1150

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 7 月 16 日開催の取締役会において、株式分割の実施及び単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。これに伴う定款の一部変更については、平成 25 年 8 月 23 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議する予定です。なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更については、平成 25 年 8 月 23 日開催予定の第 25 期定時株主総会における定款変更案の承認可決を条件としております。

記

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成 19 年 11 月 27 日付）及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」（平成 24 年 1 月 19 日付）の趣旨に鑑み、当社株式分割の実施及び単元株制度を採用いたします。なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 11 月 30 日（土）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①分割前の発行済株式総数	76,936 株
②今回の分割により増加する株式数	7,616,664 株
③分割後の発行済株式総数	7,693,600 株
④分割前の発行可能株式総数	198,000 株
⑤分割後の発行可能株式総数	19,800,000 株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	平成 25 年 11 月 11 日（月）
基準日	平成 25 年 11 月 30 日（土）【実質的には、平成 25 年 11 月 29 日（金）】
効力発生日	平成 25 年 12 月 1 日（日）

3. 単元株制度の採用

(1)新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年12月1日（日）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2)新設の日程

効力発生日 平成25年12月1日（日）

【ご参考】

上記の単元株制度の採用に伴い、平成25年11月27日（水）をもって、東京証券取引所における売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1)変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、現行定款第5条（発行可能株式総数）の変更及び変更案第6条（単元株式数）並びに変更案第7条（単元未満株主の権利制限）の新設を行うものであります。

- ①株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条（単元株式数）を新設するものであります。
- ③単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
- ④第6条及び第7条の新設に伴う条数の繰り下げをおこなうものであります。
- ⑤現行定款第5条の変更、第6条及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。

(2)変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>198,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,800,000</u> 株とする。
(新 設)	(<u>単元株式数</u>) 第6条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設)	(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6条～第43条 (条文の記載省略) (新 設)	第8条～第45条 (現行どおり) 附 則 第1条 第5条の変更、第6条及び第7条の <u>新設並びにこれに伴う条数繰り下げの効力発生日 は平成25年12月1日とする。</u> 第2条 前条及び本条の規定は、平成25年12月1日 <u>をもってこれを削除する。</u>

(3)変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 8 月 23 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 12 月 1 日 (日)

5. 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数及び行使価額を調整いたします。なお、平成 25 年 12 月 1 日以降の行使価額は次のとおりです。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	平成 24 年 1 月 11 日	122,300 円	1,223 円
第3回新株予約権	平成 25 年 1 月 15 日	96,000 円	960 円

以 上